

第 50 回西区民まつり 「くらしの広場」出店団体 募集要項



西区民まつりについては、荒天・その他の理由により、開催中止または開催内容の変更を行う可能性があります。今回の募集要項から変更が生じた場合は、担当者の方へメール・郵送等によりご連絡させていただきます。また、西区ウェブサイトにも掲載します。あらかじめご了承ください。

1 開催目的

西区民まつりは、区民連帯の住みよい町づくりのため、区民が主催するまつりとして、区民が自由に参加し楽しい区民まつりを実施することを目的としています。

2 主催

西区民まつり実行委員会

3 開催日時・場所

(1) 日時

令和7年11月2日(日) 10時00分～15時00分

(2) 会場

戸部公園、西前小学校等 (小雨決行、荒天中止)

4 応募資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する団体

- (1) 西区内に活動拠点(事業所・施設などが所在)を有する非営利団体
- (2) 西区内で公共的・公益的な活動・事業を継続して提供している非営利団体
- (3) 西区内の店舗・企業、及びそれらで組織される商店街・同業者組合などの営利団体

応募資格についてご不明な点等がある場合は、あらかじめご相談ください。

疑義がある場合は実行委員会(事務局)で判断のうえ、応募可否をご連絡します。

※1 「非営利団体」とは、団体の活動目的が営利を目的としない団体をいいます。

※2 会場では政治的・宗教的活動などの公益を損なう恐れのある行為はできません。

※3 暴力団関係者は出店できません。

5 募集内容(出店内容・募集区画等)

(1) 「くらしの広場」出店内容

模擬店、各種団体の活動PR・活動内容の展示など、「西区民まつり」の開催目的に合った内容でブースを出店していただきます。

(2) 募集区画数

- ・60区画程度の募集を予定しています。
- ・1団体につき、2区画まで応募できます。ただし、応募区画数が募集区画数を上回った場合は、実行委員会(事務局)で調整し、1区画のみの出店とさせていただきます。
- ・原則、出店場所は戸部公園運動広場・自由広場になります。

(3) 区画仕様

(ア) 1区画サイズ

間口 約3.6m×奥行 約2.7m

(イ) 機材・付帯設備

機材	備考
テント1張 (約W3.6×D2.7m)	1区画あたりに左記の機材が付きます(費用は出店料に含まれます)。 ※オプションで机・椅子・パネル(掲示面:約W1.8×H0.9m)を追加可能(別途有料・申込時に要申請)。
机2台 (約W1.8×D0.45×H0.7m・クロス付)	
椅子3脚	

付帯設備	注意事項など
電気供給	無料・申込時に要申請 ※ <u>飲食や活動 PR、展示などの出店内容に直接関わるもの</u> にのみ使用できます(従事者用のポットやスマートフォンの充電等での使用はできません)。 ※電源を使用される団体の皆様は、テントを近接した配置とする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
水道利用	無料・申込時に要申請 ※水道口は手洗い用であり、食器・調理器具等の洗浄はできませんのでご注意ください。

6 出店料・支払方法

(1) 出店料・オプション

機材使用料等として、次のとおり出店料の負担をお願いします。また、オプションの追加が必要な場合は申込時に申請のうえ、費用の負担をお願いします。

出店料 (4 応募資格 参照)	金額
(1)・(2)の非営利団体	7,000 円/区画
(3)の営利団体	12,000 円/区画
オプション (申込時に要申請)	金額
机 (約W1.8×D0.45×H0.7m・クロス付)	650 円/台
椅子	300 円/脚
パネル (掲示面:約W1.8×H0.9m・足付)	1,500 円/枚

※荒天・その他の理由により中止となった場合、出店料等については原則返金できませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 支払方法

8月20日(水)に開催する参加団体説明会(後述)で請求書をお渡ししますので、次のとおりお支払いください。

支払期間	参加団体説明会終了後～9月5日(金)まで
支払方法	① 口座振込(振込手数料は出店者の負担となります)
①・②いずれかでお支払いください	② 事務局へ現金持参(おつりが出ないようにご用意ください)

7 その他出店にあたっての注意事項等

(1) 当日の搬出入・車両通行等

- ・開催時間の前後に、機材の搬出入のため、公園内に車両を乗り入れることが可能です。
なお、区民まつり開催時間中は周辺道路を含め、会場への車両の進入はできません。
- ・会場へ搬入できる車両は1団体1台までとなります(参加団体説明会後に要申請)。
- ・出店者用の駐車場はありません。

(2) 物品の管理等

- ・個別でのテント、発電機(燃料)の持込みはできません。
- ・出店にかかる機材・物品等の管理は各団体の責任で行ってください。万が一、紛失・盗難等が発生した場合に関して、主催者は一切責任を負いません。

(3) ごみ処理

出店により各ブースで発生したごみは、出店者の責任において、終了後に必ず全て持ち帰ってください。

(4) 火気の使用

火気を使用する場合、1出店につき消火器(業務用10型)1本を準備してください(参加団体説明会後に要申請)。

(5) 食品提供について

◎食品を提供する団体の方は、参加団体説明会後に生活衛生課が実施する衛生講習会を受講し、当日提供するメニューの選定や衛生管理の計画を行ってください。衛生管理等が遵守されていない場合は、事故等防止のため食品の提供を中止していただく場合があります。

- ・提供する食品は、現地で加熱調理してその場で飲食できるもの、または食品営業施設から仕入れてそのまま販売するものが原則です。
- ・自宅で調理(下処理含む)した食品の提供はできません。
- ・食品営業施設から仕入れた食品をそのまま販売する場合は、適正な表示の貼付が必要です。
- ・提供した食品により食中毒等の事故が発生した場合は、参加団体の責任により速やかに対応してください。なお、主催者による補償等は一切できませんのでご了承ください。

8 申込方法・募集期間

(1) 申込方法

申込書に必要事項を記入し、①Eメール、②郵送、③FAX、④持参いずれかで提出してください。

(※窓口での混雑を避けるため、持参以外での提出をご検討ください。)

【提出先】

西区民まつり実行委員会事務局(地域振興課内)

所在地:〒220-0051 横浜市西区中央1-5-10(西区役所地域振興課内4階47番窓口)

電話:320-8386 FAX:322-5063 Eメール:ni-kuminmatsuri@city.yokohama.lg.jp

(2) 募集期間

令和7年6月2日(月)から6月16日(月)まで 必着

9 選考・結果

(1) 選考

- ・申請内容に基づき、実行委員会(事務局)にて応募資格等を確認のうえ、出店者及び出店配置を決定します。
- ・応募者多数の場合は実行委員会(事務局)で抽選のうえ、出店者を決定する場合があります。

(2) 結果

8月1日(金)までに西区ホームページで選考結果を公表し、文書(メール・郵送等)で通知します。

10 「くらしの広場」参加団体説明会の開催

次の日程で説明会を開催しますので、出店団体は必ずご出席をお願いします。無断でご欠席の場合は出店を取り消す場合があります。

- ・日時：令和7年8月20日(水) 10時00分～(1時間程度を予定)

なお、食品を提供する団体については、全体の説明会後に30分程度の講習を行いますので、必ず受講してください。

- ・場所：西区役所3階 3AB会議室

※会場の座席数に限りがありますので、参加者は1団体につき原則1名をお願いします。

※区役所駐車場には限りがありますので、公共交通機関等をご利用ください。

【お問い合わせ】

西区民まつり実行委員会事務局

(西区役所地域振興課内 4階47番窓口)

担当 立川・村田

電話：320-8386 FAX：322-5063

Eメール：ni-kuminmatsuri@city.yokohama.lg.jp